

資料 1 - 2

原議保存期間	5年（平成35年3月31日まで）
有効期間	一種（平成35年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
警察大学校交通教養部長

警察庁丁交企発第83号、丁運発第49号
平成29年4月4日
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局運転免許課長

「安全運転サポート車」等の普及啓発に向けた関係機関・団体等との連携について（通達）
昨年11月15日に開催された「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」における内閣総理大臣からの指示を踏まえ、本年1月25日から、「安全運転サポート車」の普及啓発に関する関係省庁副大臣等会議（以下「副大臣等会議」という。）が開催されているところ、本日、別添の中間取りまとめ（以下単に「中間取りまとめ」という。）が公表された。

高齢運転者による死亡事故の最大の人的要因は操作不適であり、こうした事故を防止する上で、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術が搭載された自動車（以下「安全運転サポート車」という。）の普及啓発は重要な課題であることから、各都道府県警察等においては、下記のとおり、関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、地域の実情に応じ、安全運転サポート車等の普及啓発に向けた取組を推進されたい。

記

1 中間取りまとめにおいて示された当面の普及啓発策の概要

中間取りまとめにおいて、安全運転サポート車の普及を進めるためには、高齢者が先進安全技術について知る機会や運転支援機能を体験できる機会を増やすことが重要と考えられ、高齢運転者のみならず、その家族を主たる訴求対象とし、副大臣等会議の構成省庁のみならず、関係府省、地方公共団体、都道府県警察、自動車関係・交通安全関係の団体・企業等の関係者に広く協力を求め、官民協働の国民運動として展開することとされた。

また、平成29年度及び30年度を安全運転サポート車の普及啓発の重点期間と位置付け、全国交通安全運動等の関係の行事・イベントとも連動させつつ、広報活動の積極的展開や先進安全技術の体験機会の拡大を行うこととされた。

さらに、高齢運転者向けの安全運転サポート車の愛称を「セーフティ・サポートカーS」（サポカーS）とし、運転者全体向けの先進安全技術が搭載された自動車の愛称を「セーフティ・サポートカー」（サポカー）とし、それぞれ官民を挙げて普及啓発に取り組むこととされた。

2 対応方針

- (1) 今後、先進安全技術の体験機会の拡大に向け、試乗会等の各種イベントが企画されることが見込まれるところ、運転免許センター等の警察施設を実施場所として提供したり、実施主体と連携して自動車教習所等に協力要請を行ったりするなど、安全運転サポート車等の普及啓発に係る各種イベントが円滑に行われるよう、可能な範囲で協力すること。
- (2) (1)のほか、高齢運転者を対象とする安全運転サポート車等を用いた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施したり、高齢者講習等の際に啓発チラシを配布したりするなど、あらゆる機会を活用して、関係機関・団体等と連携しながら安全運転サポート車等の普及啓発に努めること。
- (3) 安全運転サポート車等の先進安全技術が搭載された自動車は、正しく運転すれば安全性が高いが、条件によっては装置が作動しない場合があることから、(1)及び(2)の普及啓発に当たっては、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）において示されているとおり、先進安全技術の限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しなければならない旨も併せて周知することに留意すること。

3 参考

副大臣等会議の資料は、経済産業省ウェブサイト（URL:http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/mono_info_service.html#supportcar）及び国土交通省ウェブサイト（URL:http://www.mlit.go.jp/jidousha/jidousya_170125supportvhecle.html）に掲載されているので、参考とされたい。

（別添省略）